

(第1回) 契約変更の内容 【最終】

契約変更年月日	令和 8年 3月23日
契約業者名	川村建設(株)
契約業者の住所	埼玉県幸手市大字西関宿330番地6
工事の名称	R6荒川第二調節池土砂改良他工事
工事場所	埼玉県さいたま市桜区下大久保地先
工事種別	一般土木工事
工事概要  (変更した内容について記述する)	築堤・護岸 河川土工 1式 掘削工(ICT) 1式 掘削工(ICT) 68,900m <sup>3</sup> 掘削工(ICT) 1,600m <sup>3</sup> 土砂改良工 土砂改良工【2種混合】 1式 土砂改良工 20,000m <sup>3</sup> 維持修繕工 1式 維持修繕工 1式 秋ヶ瀬SY管理工 1式 土砂受入工 1式 SY管理工 1式 仮設工 1式
工期(自)	令和 7年 9月 1日
工期(至)	令和 8年 3月31日
変更前の契約金額	294,602,000円(税込み)
変更金額	+ 27,170,000円(税込み)
変更後の契約金額	321,772,000円(税込み)
変更理由	1. 河川土工(下大久保工区) 現地精査の結果、河川土工を数量精査(減)する。 2. 土砂改良工(下大久保工区) 現地精査の結果、別工事で改良土を搬出したため、土砂改良工を数量精査(減)する。 3. 小天端舗装工(下大久保工区) 管理者との協議の結果、不必要となったため、小天端舗装工を数量精査(減)する。 4. 維持修繕工(下大久保工区) 現地精査の結果、維持修繕工を数量精査(増)する。 5. 秋ヶ瀬SY管理工(下大久保工区) 別工事との調整の結果、土砂受入工を追加する必要が生じたため、秋ヶ瀬SY管理工を増工する。 6. 構造物撤去工(西遊馬工区) 関係期間との協議の結果、構造物取壊し工を追加する必要が生じたため、構造物撤去工を増工する。 7. 配管・配線工(下大久保周囲堤付近) 別工事との調整の結果、配管・配線工を追加する必要が生じたため、配管・配線工を増工する。 8. 構造物撤去工(下大久保周囲堤付近) 別工事との調整の結果、構造物取壊し工を追加する必要が生じたため、構造物撤去工を増工する。 9. 仮設工 下大久保工区：現地精査の結果、敷鉄板の枚数を減工したため、仮設工を数量精査(減)する。 西遊馬工区：現地精査の結果、敷鉄板と交通誘導員を増工する。 10. 共通仮設費 下大久保工区：現地精査の結果、伐木・除根等が必要となったため、仮設工を増工する。 西遊馬工区：現地精査の結果、仮設材運搬費を増工する。 11. 工期は元設計とおりとす。